

新旧対照表

○千葉県工業生産動態統計調査規則

新	旧
<p>千葉県工業生産動態統計調査規則 平成四年四月一日 規則第四十八号</p> <p>改正 平成一〇年 三月二〇日規則第 平成二五年 一月二八日規則第 一二号 一三五号</p> <p>平成二〇年 九月二四日規則第 平成二二年 三月二二日規則第 七二号 一九号</p> <p>平成二五年 一〇月 一日規則第 平成三〇年 十二月二八日規則第 八三号 六六号</p>	<p>千葉県工業生産動態統計調査規則 平成四年四月一日 規則第四十八号</p> <p>改正 平成一〇年 三月二〇日規則第 平成二五年 一月二八日規則第 一二号 一三五号</p> <p>平成二〇年 九月二四日規則第 平成二二年 三月二二日規則第 七二号 一九号</p> <p>平成二五年 一〇月 一日規則第 平成三〇年 十二月二八日規則第 八三号 六六号</p>
<p>千葉県工業生産動態統計調査規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定により、千葉県工業生産動態統計調査(県指定統計調査指定番号第二号。以下「工業生産動態統計調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査の目的)</p> <p>第二条 工業生産動態統計調査は、本県の工業生産の動態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第三条 工業生産動態統計調査は、別表に掲げる工業品(以下「生産品目」という。)に関し、次の各号に掲げる事項について行う。</p> <p>一 生産高 二 出荷高 三 在庫高</p> <p>(調査の範囲)</p> <p>第四条 工業生産動態統計調査は、生産品目の生産(加工を含む。以下同じ。)を行う事業所(工業品の生産が行われている一定の場所をいう。以下同じ。)のうち知事が指定する事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定により調査事業所を指定したときは、当該調査事業所</p>	<p>千葉県工業生産動態統計調査規則 (趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号。以下「条例」という。)第三条第一項の規定により、千葉県工業生産動態統計調査(県指定統計調査指定番号第二号。以下「工業生産動態統計調査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査の目的)</p> <p>第二条 工業生産動態統計調査は、本県の工業生産の動態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>(調査事項)</p> <p>第三条 工業生産動態統計調査は、別表に掲げる工業品(以下「生産品目」という。)に関し、次の各号に掲げる事項について行う。</p> <p>一 生産高 二 出荷高 三 在庫高</p> <p>(調査の範囲)</p> <p>第四条 工業生産動態統計調査は、生産品目の生産(加工を含む。以下同じ。)を行う事業所(工業品の生産が行われている一定の場所をいう。以下同じ。)のうち知事が指定する事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定により調査事業所を指定したときは、当該調査事業所</p>

3 知事は、調査事業所のうち生産の廃止その他の理由により当該調査事業所に係る生産品目について調査することが不適当と認めた調査事業所について、その指定を取り消し、当該調査事業所に対しその旨を通知するものとする。

(調査期日)

第五条 工業生産動態統計調査は、毎月末日（以下「調査期日」という。）現在によつて行う。

(調査の方法)

第六条 工業生産動態統計調査は、知事が調査事業所の事業主（当該調査事業所を管理する者をいう。以下同じ。）に配布する千葉県工業生産動態統計調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によつて行う。

(報告の義務)

第七条 調査事業所の事業主は、第三条各号に掲げる事項について、調査票に記入することにより報告をしなければならない。

一部改正〔平成二十二年規則一九号〕

(調査票の提出)

第八条 調査事業所の事業主は、前条の規定により記入した調査票を調査期日の翌月十日までに知事に提出しなければならない。

(結果の公表)

第九条 知事は、前条の規定により提出された調査票を審査し、集計表により集計し、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十条 知事は、次の各号に掲げる書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）をそれぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- 一 調査票 一年
- 二 調査票及び集計表を記録した電磁的記録 五年
- 三 結果表を記録した電磁的記録 永年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 知事は、調査事業所のうち生産の廃止その他の理由により当該調査事業所に係る生産品目について調査することが不適当と認めた調査事業所について、その指定を取り消し、当該調査事業所に対しその旨を通知するものとする。

(調査期日)

第五条 工業生産動態統計調査は、毎月末日（以下「調査期日」という。）現在によつて行う。

(調査の方法)

第六条 工業生産動態統計調査は、知事が調査事業所の事業主（当該調査事業所を管理する者をいう。以下同じ。）に配布する千葉県工業生産動態統計調査票（以下「調査票」という。）（別記様式）によつて行う。

(報告の義務)

第七条 調査事業所の事業主は、第三条各号に掲げる事項について、調査票に記入することにより報告をしなければならない。

一部改正〔平成二十二年規則一九号〕

(調査票の提出)

第八条 調査事業所の事業主は、前条の規定により記入した調査票を調査期日の翌月十日までに知事に提出しなければならない。

(結果の公表)

第九条 知事は、前条の規定により提出された調査票を審査し、集計表により集計し、結果表を作成して速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十条 知事は、次の各号に掲げる書類をそれぞれ当該各号に掲げる期間保存しなければならない。

- 一 調査票 一年
- 二 集計表並びに調査票及び集計表を記録した磁気テープ 五年
- 三 結果表 永年

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十年三月二十日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年十一月二十八日規則第百三十五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月二十四日規則第七十二号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の調査期日（千葉県工業生産動態統計調査規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査については、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第十九号）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十一日規則第八十三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十六号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行し、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定は、同日以後最初に到来する調査期日（同規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査から適用する。

附 則（令和六年 月 日規則第 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定は、同日以後最初に到来する調査期日（同規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査から適用する。

別表（第三条）

- 一 非鉄金属再生地金
- 二 医療用機械器具
- 三 医療用品
- （削る。）
- 四 生コンクリート
- 五 医薬品
- 六 段ボール箱
- 七 肉加工品
- 八 処理牛乳及び乳飲料
- 九 冷凍水産物

附 則（平成十五年十一月二十八日規則第百三十五号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年九月二十四日規則第七十二号）
（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前の調査期日（千葉県工業生産動態統計調査規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査については、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第十九号）
この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十月十一日規則第八十三号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十六号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行し、改正後の千葉県工業生産動態統計調査規則の規定は、同日以後最初に到来する調査期日（同規則第五条に規定する調査期日をいう。）に係る千葉県工業生産動態統計調査から適用する。

別表（第三条）

- 一 非鉄金属再生地金
- 二 医療用機械器具
- 三 医療用品
- 四 船舶
- 五 生コンクリート
- 六 医薬品
- 七 段ボール箱
- 八 肉加工品
- 九 処理牛乳及び乳飲料
- 十 冷凍水産物

- 三十一 しょう油
- 三十二 その他の調味料
- 三十三 砂糖
- 三十四 精米
- 三十五 小麦粉
- 三十六 パン
- 三十七 生菓子
- 三十八 油脂
- 三十九 麺類
- 四十 冷凍調理食品
- 四十一 すし、弁当、調理パン等の食料品
- 四十二 清涼飲料
- 四十三 蒸留酒及び混成酒
- 四十四 その他の飲料
- 四十五 配合飼料
- （削る。）
- 四十六 建築用木製組立材料
- 四十七 バスユニット
- 全部改正〔平成三〇年規則六六号〕

別記様式
(第六条)

一部改正〔平成20年規則72号〕

- 三十一 しょう油
- 三十二 その他の調味料
- 三十三 砂糖
- 三十四 精米
- 三十五 小麦粉
- 三十六 パン
- 三十七 生菓子
- 三十八 油脂
- 三十九 麺類
- 四十 冷凍調理食品
- 四十一 すし、弁当、調理パン等の食料品
- 四十二 清涼飲料
- 四十三 蒸留酒及び混成酒
- 四十四 その他の飲料
- 四十五 配合飼料
- 四十六 合板
- 四十七 建築用木製組立材料
- 四十八 バスユニット
- 全部改正〔平成三〇年規則六六号〕

別記様式
(第六条)

一部改正〔平成20年規則72号〕